
5 0 1 7. 輸入申告審査終了

業務コード	業務名
CEA	輸入申告審査終了
CEA01	輸入申告審査終了（強制入力）

1. 業務概要

本業務により、以下の手続き（以下、輸入申告等という。）に係る審査終了の旨を登録する。

- ①輸入申告（輸入許可前貨物引取（以下、ＢＰという。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（少額関税無税）（ＢＰ承認申請を含む。）
- ③輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告および蔵出輸入（引取）申告を含む。）
- ④蔵入承認申請
- ⑤移入承認申請
- ⑥総保入承認申請
- ⑦展示等申告
- ⑧蔵出輸入申告（ＢＰ承認申請を含む。）
- ⑨移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。ＢＰ承認申請を含む。）
- ⑩総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。ＢＰ承認申請を含む。）
- ⑪特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）（特例委託特例申告による特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）を含む。）
- ⑫輸入申告（沖縄特免制度）
- ⑬輸入マニフェスト通関申告

（１）輸入申告、輸入申告（少額関税無税）、蔵出輸入申告、移出輸入申告または総保出輸入申告に係る審査終了の場合

システムにより行われた輸入申告等について審査及び検査が終了した旨を登録する。

以下のいずれかの条件に合致する場合は、即時に輸入許可等となる。

ただし、他法令手続の証明をシステムにより行う旨が登録されている場合は、他法令手続が承認等されている必要がある。

①納付すべき税額がないこと

②納税方式が納期限延長（即納との混在は除く。）の場合は、担保が引落とし済みであること

なお、「審査区分変更・検査（運送）指定（ＣＫＯ）」業務によらず審査・検査区分を変更した場合は、本業務で審査終了の旨に併せて変更後の審査・検査区分を入力する。

また、納付方法が直納で、申告先税関官署以外での「領収確認（ＲＣＣ）」業務の入力を認めない場合は、本業務でその旨を入力する。

本業務が税関の開庁時間外の場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

（２）輸入（引取）申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告または輸入マニフェスト通関申告に係る審査終了の場合

システムにより行われた申告・申請について審査及び検査が終了した旨を登録する。

即時に許可・承認となるが、他法令手続の証明をシステムにより行う旨が登録されている場合は、他法令手続が承認等されている必要がある。

なお、ＣＫＯ業務によらず審査・検査区分を変更した場合は、本業務で審査終了の旨に併せて変更後の審査・検査区分を入力する。

本業務が税関の開庁時間外の場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）の場合は、輸入（引取）許可と同時に特例申告受理処理または特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理が自動的に行われる。

また、本業務により展示等不承認の旨を登録する。

(3) B P承認申請に係る審査終了の場合

システムにより行われたB P承認申請について審査及び検査が終了した旨を登録する。

担保引落とし済みであれば即時にB P承認となるが、他法令手続の証明をシステムにより行う旨が登録されている場合は、他法令手続が承認等されている必要がある。

B P承認となり、B P申請事由コードに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」が登録されている場合は、B P承認後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降をもって輸入許可前引取貨物の輸入申告、輸入申告（少額関税無税）、蔵出輸入申告、移出輸入申告または総保出輸入申告（以下、「I B P」という。）に係る審査終了を自動起動する旨を登録する。

なお、C K O業務によらず審査・検査区分を変更した場合は、本業務で審査終了の旨に併せて変更後の審査・検査区分を入力する。

本業務が税関の開庁時間外の場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

(4) 予備申告に係る審査終了の場合

システムにより行われた予備申告について予備申告の審査が終了した旨を登録する。

「検査扱い」に選定されている予備申告について、C K O業務を行わずに審査終了とする場合は、「区分変更（書類）」を入力する。

また、納付方法が直納で、申告先税関官署以外でのR C C業務の入力を認めない場合は、本業務でその旨を入力する。

(5) I B Pに係る審査終了の場合

B P承認後のI B Pの審査が終了した旨を登録する。

納付すべき税額がない場合は、即時に輸入許可等となる。

また、納付方法が直納で、申告先税関官署以外でのR C C業務の入力を認めない場合は、本業務でその旨を入力する。

本業務が税関の開庁時間外の場合には、輸入申告（沖縄特免制度）に係るI B Pの審査終了を除き、時間外執務要請届がされている必要がある。

(6) 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）に係る審査終了の場合

特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）に係る審査が終了した旨を登録し、特例申告を受理する。

(7) 審査終了処理を行わず、強制入力画面を出力する場合

以下のいずれかの条件を満たす場合は、審査終了処理を行わず、輸入申告審査終了（強制入力）情報を出力する。

ただし、輸入（引取）申告または特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）に係る審査終了の場合は、輸入申告審査終了（強制入力）情報の出力を行わない。

①担保残高が不足となる場合

②担保が必要な申告である場合に、輸入申告D Bに登録されている担保額が「0」円の場合

③「担保引落とし額」欄に入力がある場合

なお、当該情報が出力された場合で審査終了処理を行う場合は、「輸入申告審査終了（強制入力）（C E A O 1）」業務による強制入力を行う必要がある。

2. 入力者
税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入許可等通知情報* ¹	許可・承認または展示等不承認された場合 ①輸入許可通知 ②輸入許可通知（納付通知兼用） ③輸入許可通知（少額関税無税） ④輸入許可通知（少額関税無税）（納付通知兼用） ⑤蔵出輸入許可通知 ⑥蔵出輸入許可通知（納付通知兼用） ⑦移出輸入許可通知 ⑧移出輸入許可通知（納付通知兼用） ⑨総保出輸入許可通知 ⑩総保出輸入許可通知（納付通知兼用） ⑪輸入許可前貨物引取承認通知 ⑫輸入許可前貨物引取承認通知（少額関税無税） ⑬蔵出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑭移出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑮総保出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑯蔵入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑰蔵入承認通知 ⑱移入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑲移入承認通知 ⑳総保入承認通知（保税運送承認通知兼用） ㉑総保入承認通知 ㉒展示等承認通知（保税運送承認通知兼用） ㉓展示等承認通知 ㉔展示等不承認通知 ㉕輸入（引取）許可通知 ㉖蔵出輸入（引取）許可通知	申告者* ⁵
		輸入者および輸入取引者 * ⁶
輸入申告等控情報* ²	特例申告受理された場合は、特例申告控として出力	申告者
		輸入者および輸入取引者 * ⁶
石油製品等移出（総保出） 輸入許可通知情報* ³	（１）MWC業務による移出輸入申告の場合で、移出輸入許可された場合は、石油製品等移出輸入許可通知として出力 （２）MWC業務による総保出輸入申告の場合で、総保出輸入許可された場合は、石油製品等総保出輸入許可通知として出力	申告者
		申告者* ⁵ 輸入者* ⁶
輸入申告控（沖縄特免制度）情報等* ⁴ （海上のみ）	輸入申告（沖縄特免制度）（IBPを含む。）の場合で、納付すべき税額がない場合は、輸入許可通知（納付通知情報兼用）（沖縄特免制度）情報として出力	申告者* ⁵

情報名	出力条件	出力先
輸入許可通知（輸入マニフェスト通関）情報（航空のみ）	輸入マニフェスト通関申告に係る審査終了の場合	申告者* ⁵
		輸入者* ⁶
予備申告（U）審査終了情報（海上のみ）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①予備申告（到着時本申告自動起動）に係る審査終了である ②「到着確認登録（PID）」業務が行われている	申告者
予備申告（S）通知情報（航空のみ）	以下の条件のいずれかを満たす場合に出力 ①予備申告（航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動）に係る審査終了である ②予備申告（航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動）に係る本申告自動起動が行われており、許可・承認となっている（IBP許可を除く）	保税蔵置場* ⁶
特例申告エラー通知情報	以下のいずれかの条件を満たす場合 ①輸入（引取・特例）申告に係る審査終了の場合で、輸入（引取）許可後に特例申告受理処理でエラーとなった ②特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）に係る審査終了の場合で、特例申告受理処理でエラーとなった	申告者
口座使用不可通知情報	口座に対応する銀行支店情報がシステムに登録されていない場合	申告者
担保不足通知情報	担保引落としが必要な場合で担保残高が不足している場合	申告者
他法令未済等確認情報	システムにより他法令手続の証明を行おうとする輸入申告等について、他法令手続の承認等が行われていない場合	申告者
許可・承認貨物（輸入）情報	許可・承認となった場合（IBP許可を除く） ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されている場合は出力しない。	通関蔵置場* ^{6*7} （一括申告した場合または複数B/L番号を通関した場合すべての通関蔵置場）
		保税蔵置場* ⁶ （航空のみ）
		搬入予定場所* ⁶ （予備申告時に本申告の起動方法を税関空港で貨物引取時自動起動とされた場合） （航空のみ）
		搬入予定場所* ⁶ （貨物到着前輸入申告扱いの場合） （航空のみ）
	以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物（U）情報として出力（海上のみ） ①到着即時輸入申告扱いである ②許可・承認となっている（IBP許可を除く） ③船卸確認前である	コンテナオペレーション会社* ⁶

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物（U）情報として出力（海上のみ） ①貨物到着前輸入申告扱いである ②引取許可となっている ③船卸確認前である（混載子B／Lを通関した場合は混載親B／Lの混載仕分確認である）	コンテナオペレーション会社または混載仕分けを行う保税地域（混載子B／Lを通関した場合）*6
納付書情報（直納）	（１）輸入申告、輸入申告（少額関税無税）、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告（IBPを含む）、輸入（引取・特例）申告に係る審査終了または輸入申告（沖縄特免制度）のIBPに係る審査終了の場合で、以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別納期限延長対象の税科目分の出力は行わない ①納付すべき税額がある ②一括納付対象でない ③包括納期限延長が適用されていない ④納付方法が直納である ⑤申告納税方式である ⑥システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている （２）特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）に係る審査終了の場合で、以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ①納期限延長を適用した税科目がある場合は、担保引落とし済みである ②納付すべき税額がある ③納付方法が直納である ④一括納付対象でない	申告者
納付通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①IBPに係る審査終了の場合で、納付すべき税額がある ②納付すべき税額に内国消費税等が課税されていない	申告者
納付通知（内国消費税等納付通知兼用）情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①IBPに係る審査終了の場合で、納付すべき税額がある ②納付すべき税額に内国消費税等が課税されている	申告者
納税告知書情報	以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ①納付すべき税額がある ②賦課課税方式である ③システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている	税関（収納担当部門）

情報名	出力条件	出力先
納付番号通知情報	(1) 輸入申告、輸入申告（少額関税無税）、蔵出輸入申告、移出輸入申告または総保出輸入申告（IBPを含む）、輸入（引取・特例）申告に係る審査終了または輸入申告（沖縄特免制度）のIBPに係る審査終了の場合で、以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別納期限延長対象の税科目分の出力は行わない ①納付すべき税額がある ②一括納付対象でない ③納付方法がMPNである ④システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている (2) 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）に係る審査終了の場合で、以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ①納期限延長を適用した税科目がある場合は、担保引落とし済みである ②納付すべき税額がある ③納付方法がMPNである ④一括納付対象でない	以下のいずれか^{*8} ・申告者 ・輸入者 ・輸入者に係る代表通関業者 ・輸入取引者 ・輸入取引者に係る代表通関業者 （申告納税方式の場合） 税関（収納担当部門）（賦課課税方式の場合）
特例申告納期限延長申請情報	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合	税関（収納担当部門）
蔵入等承認貨物運送情報（海上のみ）	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となった場合	税関（保税担当部門）
併せ運送通知情報（海上のみ）	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となった場合	蔵入等先保税地域 ^{*6}
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報（海上のみ）	輸入申告（沖縄特免制度）が許可・承認となった場合（IBP許可を除く）	通関蔵置場 ^{*6} 及び税関（通関担当部門）
関税割当裏落内容確認結果通知情報	輸入申告DBの輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合で、以下のいずれかを満たす場合 ①通常申告または本申告に係る審査終了。ただし、引取申告を除く。 ②IBPに係る審査終了。	関税割当裏落内容の仮登録者^{*9} 輸入者^{*6*10}

（＊１）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０１「輸入許可等通知情報について」を参照。

（＊２）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０２「輸入申告等控情報について」を参照。

（＊３）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０４「石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報について」を参照。

（＊４）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０３「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。

（＊５）「情報出力要求表示」欄に「Ｙ」と入力された場合は、申告者に出力せず、入力者に出力する。

（＊６）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

- (* 7) 本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する。(海上のみ)
- (* 8) システムに出力する旨が登録されている利用者のみ¹に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F O 1「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。
- (* 9) 関税割当裏落内容の仮登録者(「関税割当裏落数量仮登録(T Q C)」業務の入力者)と関税割当証明書内容の登録者(「関税割当証明書内容登録(T Q A)」業務の入力者)が異なる場合は、両方に出力する。
- (* 1 0) 関税割当裏落内容の仮登録者と同一である場合は出力しない。